

2020年度 歳入歳出決算及び基金運用状況審査における 監査委員の意見および意見に対する回答

●市税等の収納対策について

【意見】

市税等の収入未済額については、前年度に比べ、市税で3,951万円縮減、国民健康保険税では4,963万円縮減し、収納率もそれぞれ1.93ポイント、3.74ポイント上昇している。

これは、積極的な滞納整理により、新規滞納者を発生させない取り組みや、須坂市債権管理条例の適用による不納欠損処理の結果とみられ、関係部課職員をはじめ、市税等滞納整理推進本部を中心とした努力の成果と高く評価できる。

収入の確保は、市の事業を行う基礎となるものであり、納税者、受益者に対する公平性を確保する面からも重要なことから、今後も市税等をはじめ、収入未済額の縮減に努められたい、

特に固定資産税過年度分については納付困難な案件があることも承知しているが徴収率の向上に努められたい。

【回答】

市税等の強制徴収できる債権については、法令に基づく滞納処分により、強制徴収できない債権については、法的措置を視野に入れながら滞納整理を行い、収入未済額の縮減に一層努めます。新規滞納者に対しては、定期的な催告を行い、自主納付を促すよう努めます。また、徴収困難な過年度分固定資産税の滞納者については、不動産差押の執行や長野県地方税滞納整理機構へ移管を行い、徴収に努めます。

●各種団体等への負担金・補助金・交付金について

【意見】

情勢の変化等による必要性や妥当性を踏まえ、引き続き負担金等の見直しに努められたい。

コロナ禍等により対象事業の縮小があった場合は、適正に交付額を減額されたい

【回答】

負担金・補助金等を交付する必要性、妥当性等については、今後も引き続き予算編成や事務事業評価の中で検討してまいります。

コロナ禍において事業の縮小があった場合の負担金交付については、適正に交付するよう徹底してまいります。

●財政健全化について

【意見】

「財政力指数」は、0.582で前年度に比べ0.001ポイント改善している。

「実質収支比率」は、7.4%で前年度に比べ6.0ポイントの大幅な上昇だが、令和元年東日本台風の災害復旧関連費用に不用額が生じたためである。

「経常収支比率」は、90.2%で前年度に比べ1.5ポイント改善した。

財政の健全化判断比率の内、「実質公債費比率」は9.3%で前年度に比べ、0.2ポイント低下し、「将来負担比率」は19.1%で1.0ポイント低下した。いずれも早期健全化基準を大幅に下回っており、健全財政を堅持している。

将来負担比率については、今後予定されている起債借入により、次年度以降の上昇が見込まれるため、将来的な債務に配慮した財政運営を図られたい。

自主財源・依存財源構成比が大きく変化したが、令和元年東日本台風の災害復旧や新型コロナウイルス感染症対策事業のため、国や県からの財源が大幅に増加したことによるものである。

【回答】

健全化判断比率につきましては、その動向を常に注視し将来にわたり健全財政を堅持してまいります。

なお、来年度以降、市債残高の増加等に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率は一時的に上昇すると見込んでいます。早期健全化基準を上回ることはありませんが、徹底した歳出削減や新たな財源確保に一層努め、2021年度を初年度とする第六次総合計画の目標値達成を目指します。

●繰越額(金)及び基金について

【意見】

各基金はその設置目的に従って運用されており、管理については適正に処理されているものと認められた。

引き続き、適正な管理に努められたい。

また、国民健康保険・介護保険の特別会計においては、給付の推測に困難性が高いこと等を認めるが、今後も予算の適切な管理、効率的な運用に努められたい。

【回答】

各会計ともに、予算の過不足がないよう決算見込額を積算し、必要に応じて補正予算も計上しておりますが、実際の予算の執行状況、特に支援費や保険給付費など支給見込額を積算することが困難な予算もあることから、ある程度の繰越金が生じます。

引き続き、予算の適切な管理、効率的な執行に努めるとともに、基金の適正な

管理に努めてまいります。

●今後の事業推進について

【意見】

コロナ禍により多くの既存事業が縮小等しているが、今後に向け事業の意義や費用対効果をよく精査し、事業の優先順位による「選択と集中」を積極的に進められたい。

【回答】

コロナ禍によって、多くの既存事業が縮小等されていますが、これを機会に事業の必要性など再点検し、事業の優先順位による「選択と集中」を一層進めてまいります。